

## 日露戦争公債発行と返済のための相続税導入

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2016-12-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 良治 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00009923">https://doi.org/10.14945/00009923</a>

## 資料

# 日露戦争公債発行と返済のための相続税導入

櫻井良治

### はじめに 本研究の基本的な視点

〔本資料は文部科学省科学研究費に補助された調査研究の成果発表の一環である〕

本論文は、当初「資料」としての掲載を希望したため、その通りになった。執筆途中で論証と結論のある論文の体裁に近づいたため、「論文」と記載した。しかし最終的には、資料と先行研究の紹介を重視して、基礎的研究としての「資料」表記に訂正した。

本研究は、平成24～27年の文部科学省科学研究費『日露戦争財源としての相続税成立史』に基づく。当初の科研費取得時には平成24～26年の3年間の研究を予定したが、事情で27年までの延長申請を認められた。本研究に必要な基本的な資料収集作業とまとめは、研究期間中にすでに終了している。残された課題は、研究成果の発表だけである。本資料発表は、その端緒となる。

「日露戦争と相続税」という研究課題は、筆者が大学院時代から温めてきたテーマであり、平成24年度の科研費取得によって、現実的な研究課題となった。

### 〔研究開始当初の背景〕

日本の資産課税の強化策の一環として、相続税強化の見直しが行われていた。

相続税は明治末期の日露戦争財源として、導入された。具体的には、当面の戦争財源を公債発行でまかない。戦後数十年かけて、相続税収入で公債を償還する政策であった。

相続税は法制化から110年余りを経て、その制定の記念事業も実施されてきた。他方、相続税の創設の意義が問われている。また、創設の経緯や諸外国の制度の学習と導入についても、学会では未解明の課題であった。これらの未解明の課題について、学術的な研究が求められていた。

### 〔研究の目的〕

本研究の目的は、日露戦争中に相続税が制定された経緯や背景を研究することである。

また、相続税創設時の国民の受容をめぐる新聞等のメディアによる世論形成の研究を目指した。それを通じて、相続税を受容した日本の世論とその形成について、解明することを目的とした。

最終的には、以上の研究を通じて、今日の日本の資産課税の中心である相続税の課税方法を見直すための提言を目指す。

### 〔研究の方法〕

筆者は、国会図書館や国立公文書館に通って、相続税の課税に関する法整備等について、解明した。特に国会図書館の議会資料室に通って、職員の協力を得て、制定時の衆議院や貴族院等の国会や専門委員会での審議過程の議論について研究した。

### 〔研究成果〕

これまで学会で解明されていない相続税制定時の国会審議過程の議会資料を収集し、その成立過程の議論を解明した。また、大蔵省によるイギリス等の欧米先進国の相続税法案の検討結果について解明した。

筆者は、外務省資料室や防衛資料館で、日露戦争当時の相続税導入の意義について、解明した。各種図書館に通って、日露戦争当時の戦費獲得工作について、解明した。

特に、アメリカのユダヤ人社会の協力を得た公債発行による資金調達方法について、解明した。

筆者は、明治末期の大蔵省の資料等を入手して、相続税考案時点での欧米先進国の相続税事例研究の内容について、究明した。

今後の研究成果の発表については、論文発表、学会報告等の研究成果発表を視野に入れている。

最終的な研究成果発表として、以下の研究発表を基礎にして、ライフワークとなる著書の執筆を視野に入れている。また、その著書による博士号の取得を目指している。

以下の3点の紀要の研究発表については、掲載の申請を予定している。

### 〔当面の発表・申請予定の研究成果（発行年月や論文タイトル等に変更ありうる）〕

〔静岡大学経済学科『経済研究』（計 3 件）

- 題名「日露戦争公債発行と返済のための相続税導入」  
静岡大学『経済研究』2016年10月発行決定
- 題名「日露戦争財源としての相続税導入時の国会審議過程」  
静岡大学『経済研究』2017年1月発行決定
- 題名「日露戦争戦費調達方法の研究」  
静岡大学『経済研究』2017年2月発行決定

## 第1章 公債による戦費調達と相続税創設による支払い

### 第1節 外債発行と相続税による長期的償還

#### 1. 戦費調達のための外債募集について

##### ① 田浦雅徳『日露戦争—戦場外の戦い—高橋是清と戦費調達』

皇學館大学講演叢書第116輯 皇學館大学文学部 田浦雅徳

本書は、平成17年度皇學館大学文学部月例文化講座「対外関係の日本史」の一環として、平成18年1月14日に行った講演「日露戦争と講和」を改題し、講演筆記に加筆・補訂を施したものである。本書では、以下のように記述している。

「〔戦費調達のために外債募集へ〕…戦費は膨大な額が予想されました。結果的には当時の国家予算（明治37年度の一般会計歳出決算総額で2億5,000万円）の約5倍とか7倍ともいわれる膨大な戦費にのぼったのですが、戦争するには外国から買わねばならない物もあります。日清戦争後の賠償金で本格的に金本位制を確立したばかりでしたから、そのためにも外債募集をして正貨を確保しておく必要がありました。政府は戦争を遂行するには外債に頼るしかないと判断したのです。…さてこの外債募集の大任を託されたのは日本銀行副総裁高橋是清でした<sup>(1)</sup>。」

田浦（平成18）では、高橋是清による外債発行努力について、説明している。

「高橋はまずこの1億円の調達のためにアメリカ、イギリスへと出発することになるのです。秘書役に深井英五のみを同行して募債の旅に出ることになりました。…出発前高橋は元老達に会って、いろいろ意見を聴いています。なかでも財政上の根本的憂慮をしていたのは多年にわたって蔵相を経験してきた松方正義であり、これまた蔵相経験者の井上馨でした<sup>(2)</sup>。」

本講演集では、これ以降、高橋是清の外債発行の苦勞談について、詳細に記述している。

※ 科研費調査活動ではその他多くの文献を入手したが、紙幅の関係上本資料では省略する。

#### 2. 軍事公債発行と新税等の増税による公債の償還

相続税は、日露戦争の財源調達をきっかけとして、明治38年1月1日に法案が制定され、同年4月1日から施行された。

日露戦争は、1904年（明治37年）2月8日—1905年（明治38年）9月5日にわたって、およそ1年半という短期間に遂行された。

日露戦争の遂行のための財源の大半は、外国債の発行によってまかなわれた。その多くが、ア

<sup>(1)</sup> 田浦雅徳『日露戦争—戦場外の戦い—高橋是清と戦費調達』皇學館大学講演叢書第116輯 皇學館大学文学部 田浦雅徳、平成18年3月発行、13～14ページ。

<sup>(2)</sup> 田浦雅徳、前掲講演集、15～16ページ。

アメリカで募集され、ロシアを牽制する意図を持つユダヤ人資本家が引き受けた。

戦争経費の一部は、臨時特別税によってまかなわれた。しかし、この税収があがるまでには時間がかかるため、実際の緊急的な経費の大半が外債によって調達された。

それに対して、相続税は長きにわたる恒久税制として制定された。以上の外国債の償還財源として、長きにわたって少しずつ返済するための長期安定財源として調達された。

2016年現在で、相続税制定から111年目を迎える。明治38年の相続税の制定は、近代日本の経済社会の発展によって生じた巨額な財政需要に対する長期的な財源確保策を目的としている面もある。

増税に対する国民意識については、明治38年の相続税制定に至るまでの国会での審議過程や新聞や雑誌、著作等に示された世論の動向を調べれば、解明できるだろう。

※ 筆者はすでに、日露戦争財源やアメリカでの公債発行による資金調達等に関する詳細な資料を収集したが、紙幅の関係で本稿では記述を省略する。

### 3. 創設された相続税の特徴

勝正憲著『日本税制改革史』では、日露戦争の戦時増税の一環として、第二次増税計画に付随して、新たに相続税を設けたことが記載されている。また創設された相続税の課税システムについて概略が記されている。家督相続と遺産相続との2種に分けて、「家督相続」を優遇して課税を軽減したことが分かる。国家を支える家父長的家族の存続のための課税軽減策であった。

「第二次増税計画と共に、新たに相続税を設け、相続により財産を取得する事実に対し課税する主義により、相続財産の価格を課税標準とし、その財産の価格の多少に従い、超過累進税率を適用した。そしてそれと共に、家督相続と遺産相続との2種に分けて、課税価格の最低限を区別した。家督相続は1,000円以上、遺産相続は500円以上という課税最低限であった。遺産相続を若干重課したようである。かつ、被相続人との続柄の親疎に従い3種に区分し、それぞれの税率を下図のように定めた。なお、下図で家督相続時の第一種とは、相続人が被相続人の家族である直系卑属である時、を指す。同じく第二種とは、相続人が被相続人の指定した者、民法第982條<sup>(3)</sup>により選定された者、被相続人の家族である直系卑属または入夫である時、を指す。同じく第三種と

<sup>(3)</sup> 民法第982條「法定又ハ指定ノ家督相続人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相続人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族会ハ左ノ順序ニ従ヒ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス」

第一 配偶者但家女ナルトキ

第二 兄弟

第三 姉妹

第四 第一号ニ該当セサル配偶者

第五 兄弟姉妹ノ直系卑属

広中敏雄星野英一編『民法典の百年IV—個別的観察(3)親族編・相続編』有斐閣、1998年、504～505ページ。

は、相続人が民法第985条<sup>(4)</sup>により選定された者である時、を指す。また、下図で遺産相続時の第一種とは、相続人が直系卑属である時、を指す。同じく第二種とは、相続人が配偶者又は直系卑属である時、を指す。同じく第三種とは、相続人がその他の者である時、を指す<sup>(5)</sup>。」

図 1-1 家督相続と遺産相続の税率の相違

		第一種	第二種	第三種
家督相続	最低率	0.012 (1.2%)	0.015 (1.5%)	0.02 (2%)
	最高率	0.135 (13.5%)	0.14 (14%)	0.15 (15%)
遺産相続	最低率	0.015 (1.5%)	0.017 (1.7%)	0.025 (2.5%)
	最高率	0.145 (14.5%)	0.15 (15%)	0.16 (16%)

出典：勝正憲著『日本税制改革史』千倉書房、1938年、81ページ による。  
注：出典上は漢数字で記載されているが、英数字に直して作成している。

勝正憲著『日本税制改革史』によれば、「我が国の税法に於いて超過累進税率を採用したのは相続税法が初めてである<sup>(6)</sup>。」

ただし勝正憲著『日本税制改革史』によれば、創設当時の相続税は、超過累進税率とはいえ低税率であった。また、相続税の徴収に付いては、税金100円以上である時は担保を提供して3年以内の年賦延納が許可されていた<sup>(7)</sup>。

各種税の増徴新設は議会を通過し、非常特別税法の改正は1905（明治38）年1月1日より施行され、相続税法に関しては、同年4月1日より施行された。

相続税創設当時の課税状況について、拙著（櫻井良治著書）では、次のように著されている。「直系卑属が相続人の場合、税率は、家督相続の場合、課税価格5,000円以下の1.2%から7万円超の4%までであり、遺産相続の場合、同1,000円以下の1.5%から7万円の5%までという低い累進税率であった。家督相続を優遇するために、税率がやや低く設定されていた。ただし双方とも、課税価格10万円超100万円までは、5万円ごとに0.5%が追加された。相続税の税込総額に占める割合は、1%程度であった<sup>(8)</sup>。」

<sup>(4)</sup> 民法第985条「第982条ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ親族会ハ被相続人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス

前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相続人タルヘキ者ナキトキハ親族会ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス  
親族会ハ正当ノ事由アル場合ニ限り前二項ノ規定ニ拘ラス裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得」  
広中敏雄星野英一編『民法典の百年IV—個別的観察(3)親族編・相続編』有斐閣、1998年、504～505ページ。

<sup>(5)</sup> 勝正憲著『日本税制改革史』附録内国税の税率及納期に関する沿革摘要（大蔵省主税局調）、千倉書房、1938年、329ページ。

<sup>(6)</sup> 勝正憲著『日本税制改革史』千倉書房、1938年、81ページ。

<sup>(7)</sup> 勝正憲著『日本税制改革史』千倉書房、1938年、81ページ。

明治三十六年一月法律第十号相続税法 同年四月一日より実施

<sup>(8)</sup> 櫻井良治著『日本の土地税制』税務経理協会、1998年、135ページ。



現行の超過累進税率は、課税遺産額の多寡に応じて、10%から70%の各段階に決められているこのことから、創設当時の相続税の累進度が低かったことがわかる。また、第二次世界大戦を境にして、被相続人と相続人との親疎に応じて課税率が変化する規定は無くなり、純粋に課税遺産の大きさのみを考慮して税率が決まることとなった。

#### 4. 相続税創設当時の非課税対象人数と相続税収入額—「国税庁統計年報」—

「創設当時の被課税対象人数と相続税収入額の、会計年度による当初決定額」が記された統計では、創設当時の課税価格、被課税人員、税額が、下図のように見積もられていた。

図1-3 相続税創設当時の税収と被課税人数 (人員単位：人、課税価格及び税額単位：千円)

〈家督相続〉			〈遺産相続〉			〈合計〉		
人員	課税価格	税額	人員	課税価格	税額	人員	課税価格	税額
〔明治38年度〕								
12,930	51,258	1,152	2,160	4,585	90	15,090	55,843	1,242
〔明治39年度〕								
20,102	88,153	2,030	3,591	6,726	133	23,693	94,879	2,164
〔明治40年度〕								
24,848	107,313	1,947	3,800	7,885	169	28,648	115,198	2,116

出典：大蔵省主税局「内国税の標準課税・税率及び納期等に関する沿革摘要—第1部現行租税編・昭和29年—」(「国税庁統計年報書—第100回記念号—」国税庁長官官房総務課，1976年)，161ページ，による。

注1：出典資料は、筆者が大蔵省史料館の税務大学校租税資料室にて収集したものである。

注2：数字は、会計年度による当初の決定額である。

注3：出典上の統計表の中から抽出し、作成されている。

政府は(明治37年)12月9日に政友会の松田正久、原敬<sup>たかし</sup>、大岡育造、憲政本党の犬養毅、鳩山和夫、武富時敏等と増収計画に関する交渉会を開いた。初めは両党委員の間で互いに意見が異なり、容易には妥協に至らない様子だったが、最終的に決定案がまとまった。営業税、鉱業税、相続税及び塩専売等は、全部政府案で決定し、若しくは政府案と大差無い所で落ち着いた。相続税の増収決定額に関しては、貴衆両院の修正決定として、430万9,596円となり、総増収原案額は8,272万679円で、総増収決定額は原案額よりも859万1,888円減となった<sup>(9)</sup>。

明治政府は、日露戦争の遂行という国家危急の課題の遂行のために、国家予算をはるかに超える莫大な戦費を調達するために、あらゆる手段を尽くして財源を捻出した。あらゆる手段を尽く

<sup>(9)</sup> 井出文雄著『近代日本税制史—明治維新より昭和三十四年まで—』創造社，1961年，26～27ページ。

して財源を調達して、早急に戦費を確保した。実際にはそれでも不足する巨額な経費の大半を外債の発行でまかなった。増税によって調達した資金は、長年にわたる外債の元本と利子の支払いに充当されたのである。

## 5. 相続税創設経緯の概説と法制度の変遷について

### ① 大蔵省編纂『明治大正財政史 第7巻』—明治38年相続税の創設経緯—

大蔵省編纂『明治大正財政史 第7巻』では、明治38年の相続税創設の経緯について説明している。

「相続税は明治38年1月始めて設定せられたり、…相続税なるものは相続において一時に多額の財産を取得する者あるに際し、其の相続財産の一部を租税として納付せしめるものなるが故に納税者の苦痛はきわめて少なきに拘らず国庫は確実にして巨額の収入を得るのみならず、国富の発達と共に無限に其の収入を増加すべきものにして、甚だ良好の税種なりと認めらるるものなるを以って、欧米各国に於いては早くより本税の実施を見、其の主要の財源を為せしものなるが、我国に於いては…未だ相続税の制度は之を存せざりしなり<sup>00)</sup>。」

※ 大蔵省資料では、以下のページで、相続税の課税の概要について、具体的に説明している。ここでは、紙幅の制約上、省略したい。

### ② 税務大学校『相続税関係史料集』—明治37年～昭和21年 相続税法案の変遷—

「資料集」として、税務大学校の研究員が執筆した『相続税関係史料集』を紹介したい。

本資料集では、相続税法案が帝国議会に提出された明治37年（1904）年から昭和22年（1947）に全文改正される以前までの相続税関係史料を収録している。この資料には、各年度の相続税徴収額等の実態資料も掲載されている。

税務大学校の資料では、「解題」で相続税法の成立について、以下のように記している。

「相続税は、明治38年に日露戦争の戦費をまかなうための財源として導入された。ただ、戦費調達のための臨時的な非常特別税とは異なり、相続税法は恒久的な税法とされたため単独税法となった。導入された相続税は、民法に規定された日本独自の家族制度を反映して、家督相続と遺産相続の二本立てになっている。家督相続は、戸主が家業や家そのものを継承するものであるため、遺産相続より税負担が軽減されているのが特徴である。また、一定の条件下でなされる贈与は遺産相続と看做<sup>みな</sup>されて課税されたが、これは贈与による相続税の脱税防止を目的とするものであっ

<sup>00)</sup> 大蔵省編纂『明治大正財政史 第7巻』発行元 東京 財政経済学会、205～206ページ。  
編纂時期：昭和2（1927）～15（1940）年、205～206ページ。



た<sup>01)</sup>。」

また本資料では、「相続税の導入」の項目で、以下のように記している。

「相続税法案は、明治37年（1904）12月、第21帝国議会に政府提案された。史料Ⅰ（省略）は、大蔵省の閣議提出案である。日露戦争戦費確保のための臨時的な非常特別税法改正案（第二次非常特別税法）とは別に、単独の税法として提出された<sup>02)</sup>。」

※ 税務大学校資料では、相続税創設の経緯について、法制度と納税までの一般的な流れを詳細に説明している。本資料では、紙幅の制約上、詳細な法制度の記述については省略する。

---

<sup>01)</sup> 税務大学校税務情報センター・租税史料質 租税史料叢書第7巻『相続税関係史料集～導入から昭和21年度まで～』平成26年3月発行、11ページ。

<sup>02)</sup> 前掲資料、12ページ。

## 第2節 日露戦費調達のための二段階の増税

### 1. 第一次、第二次 日露戦争増税税目一覧—井出文雄著『近代日本税制史』—

井出文雄著『近代日本税制史—明治維新より昭和三十四年まで—』には、日露戦争戦費として増税された税目と増税金額について、示されている。

第一次非常特別税については、明治37年3月公布の非常特別税法によるもので、同年4月から実施された。内容は、地租、営業税、所得税、酒税、砂糖消費税、醤油税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉱業税、各種の輸入税の増徴、民事訴訟用印紙の増貼<sup>③</sup>、毛織物消費税及び石油消費税の新設、煙草の製造専売の開始等であった<sup>④</sup>。

第二次非常特別税は、明治38年1月より実施された。地租、所得税、営業税、酒税、砂糖消費税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉱業税、売薬営業税、印紙税及び各種の輸入税の増徴、小切手の印紙税、砂金採取地租、通行税、毛織物以外の織物消費税、繭、米及び粉輸入税の新設、行政訴訟の書類への印紙の貼用実施がその内容であるが、同時に非常時財源として充用すると共に、恒久的制度として、相続税の創設及び塩専売の開始が行われた。以上による増収は、明治38年度約7,400万円と見積もられた<sup>⑤</sup>。

戦中の特別税法によって創設或いは倍加された租税の類は、当初当分の間という約束だったが、税法整理案審査会が出来、その案に従い明治41年42年に税制整理が行われ、非常特別税が永久化されることとなった。財政収入も明治36年度の2億2,400万円から明治39年度の4億4,400万円、明治42年度の4億8,300万円に増加した<sup>⑥</sup>。

### 2. 明治38年以降の増税内訳一覧—勝正憲著『日本税制改革史』—

表1 第二次増収予定額内訳一覧 (単位：千円)

	明治38年度	明治39年度以降	備考
地租	18,641 (25.3%)	21,694	明治38年分より適用
所得税	5,286 (7.2%)	5,286	同上
営業税	5,809 (7.8%)	5,829	同上
相続税	4,310 (5.8%)	4,309	同年4月1日より施行
通行税	3,188 (4.3%)	3,478	同年1月1日より施行
鉱業税	1,390 (1.8%)	876	同上

(鉱区税は7月1日より)

<sup>③</sup> 井出文雄著『近代日本税制史—明治維新より昭和三十四年まで—』創造社、1961年、26～27ページ。

<sup>④</sup> 井出文雄、前掲日本税制史、28ページ。

<sup>⑤</sup> 大内兵衛著『大内兵衛著作集』第二巻 岩波書店、109ページ。

酒税	2,566 (3.5%)	5,407	同上
砂糖消費税	2,400 (3.3%)	2,400	同上
織物消費税	8,306 (a)	6,389	同年2月1日より施行 (外 638) (39年度限収入)
売薬営業税	89 (0.0%)	89	同年分より適用
取引所税	433 (0.6%)	471	同年1月1日より施行
関税	2,688 (3.6%)	4,778	同年7月1日より施行
印紙収入	11,023 (14.9%)(b)	2,787	同年1月1日より施行
塩専売収入	16,240 (21.9%)	22,399	同年6月1日より施行
合計	74,129 (100.0%)	86,176	

備考：bの印紙収入11,023千円にはaの8,306千円が含まれている。

出典：勝正憲著『日本税制改革史』千倉書房，1938年，71～72ページ。

鈴木武雄著『日本現代史体系—財政史—』東洋経済新報社，1962年，90ページによる。

原資料：「明治37,8年戦時財政始末報告」による。

注：出典の両資料は、鎌倉恵理子氏が加筆し作成している。

### 3. 日露戦費調達のための増税—高橋誠著『明治財政史研究』—

前述の高橋誠教授は、日露戦費調達の増税について、次のように説明している。

「日露戦争後は、日清戦争後と違って巨額の償金収入を得なかったため、何よりも戦時税の継続施行をはかる以外に道はなかった。もともと、この『非常特別税』は、非常事変の為に臨時増税されたもので、平和克復の時には、その翌年末限り廃止されることが規定されていた。しかし財政の膨張の為、政府は非常特別税法を将来も継続施行することとした<sup>90)</sup>。」

表2 租税収入状況

(単位：千円)

税目	明治36年	明治39年	比率 (明治39年/同36年)
地租	46,870	84,630	1.8倍
関税	17,370	41,850	2.4倍
噸税	430	580	1.3倍
酒税	63,730	71,100	1.1倍
沖縄県 酒類出港税	300	—	1.5倍
醤油税	3,540	5,600	1.6倍
鉱業税	800	1,920	2.4倍

<sup>90)</sup> 高橋誠著『明治財政史研究』青木書店，1964年，207，233ページ。

売薬営業税	130	200	1.5倍
兌換銀行券 発行税	820	1,690	2.0倍
取引所税	810	4,670	5.6倍
所得税	8,240	26,340	3.2倍
営業税	7,040	19,770	2.8倍
砂糖消費税	6,940	16,150	2.3倍
織物消費税	4,420	5,030	1.1倍
通行税	—	2,460	
石油消費税	—	50	
相続税	—	182	
計	146,160	283,400	1.9倍
増税額	137,260		

出典：今里勝雄著『軍備と税金の歴史』新紀元社，1954年，27～28ページ による。  
原資料：「明治大正財政詳覧」による。

注：出典上は単位円だが，単位千円に換算して作成している。

#### 4. 日露戦争の増税の評価—鈴木武雄著『日本現代史大系—財政史—』—

鈴木武雄教授は，日露戦争時の急ごしらえの予算作成について，以下のように論評している。

「そもそも日露戦争中の大増税は元々急ごしらえの増税であり，戦後の変化した諸条件，特に1907年（明治40年）の恐慌とそれ以後の経済については，当然改訂すべきものだった。しかし，平和回復の後でも政府の経費は容易に縮減され得ない状態であった為，どのように税制整理を行おうとも，減税的整理の幅は極端に限られたものであった。本来は1906年12月は非常特別税法が廃止されるべき期限で，同法はその立法の趣旨からいっても当然廃止されなければならなかった。しかし，経費の膨張を前にして，政府はそれをしなかった。1906年3月，政府はこの法律を改正し，非常特別税を戦時臨機の税から恒久的な税にしまった<sup>17)</sup>。」

<sup>17)</sup> 鈴木武雄著『日本現代史大系—財政史—』東洋経済新報社，1962年，115ページ。

### 第3節 日露戦費調達に関する増税の批判的研究

#### 1. 明治38年 相続税創設—勝正憲著『日本税制改革史』—

大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌』第六巻 相続税法附則「本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」には、相続税の制定について、記録されている。

相続税の成立の基因法令は、明治38年1月1日に法律第10号として制定されている<sup>98)</sup>。

相続税は、日露戦争のさなかの明治38年4月1日に施行となった<sup>99)</sup>。

明治のはじめから、税の歴史を記述した書物によると、明治政府の増税が様々な戦争の遂行のための戦費調達の一環として、実施されたことが示されている。

勝正憲著『日本税制改革史』には、相続税法の制定について記されている。日露戦争の戦費調達に相続税の創設が深く関わっていたことが、示されている。

日露間の国家関係に暗雲が立ち込め、明治37年2月8日、日本が旅順港露国艦隊を襲撃し、10日に宣戦布告が発動されたことにより、軍費補充に要する経費支弁が急務とされた。そして、軍費支弁の財源の一部として、前後2回の大増税が行われることとなった<sup>100)</sup>。

第一次非常特別税は、軍費の財源の一部として、明治37年3月法律第三号非常特別税法により、設けられた<sup>101)</sup>。

その後、戦局の発展に伴い、益々軍事費の増加を来し、更なる歳入の増加を図る必要が生じた。第21回帝国議会に於いて、臨時軍事費追加予算7億円の財源の一部として、第二次増税計画に伴う法案は、些少の修正を経て成立された。そして、非常特別税法中改正法律その他の関係法律は、明治38年1月1日に公布された<sup>102)</sup>。

#### 2. 明治初期 西南戦争に増税の源流あり—今里勝雄著『軍備と税金の歴史』—

今里勝雄著『軍備と税金の歴史』では、増税のはじまりを西南の役にさかのぼって説明している。

「増税のはじまりが西南の役の戦費捻出にはじまり、その後朝鮮との外交関係が険悪化して、これに備えるための本格的軍拡から大増税となって、爾来終戦までの増税は、すべて軍事費のために行われている<sup>103)</sup>。」

<sup>98)</sup> 勝正憲著『日本税制改革史』附録、千倉書房、1938年、p.329 「内国税の税率及納期に関する沿革摘要」(大蔵省主税局調)。

<sup>99)</sup> 大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌』第六巻、三省堂、p.196。  
相続税法附則「本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」。

勝正憲著『日本税制改革史』附録内国税の税率及納期に関する沿革摘要(大蔵省主税局調)、329ページ。

<sup>100)</sup> 勝正憲著、前掲税制改革史、66ページ。

<sup>101)</sup> 勝正憲著、前掲税制改革史、67ページ。

<sup>102)</sup> 勝正憲著、前掲税制改革史、69ページ。

<sup>103)</sup> 今里勝雄著『軍備と税金の歴史』新紀元社、1954年、2ページ。

今里氏はまた、「日本での増税または新税の創設は、おおむね軍事費捻出のために行われている<sup>90</sup>。」と主張して、明治時代の日本では戦争と増税の関係が深いことを指摘している。

ここで語られているように、我が国に今日存在する税金も、さかのぼってその成立は、なんらかの戦争とつながりがある場合が多いことになる。

今里氏の説明のように、税金の成立と戦争とのつながりは無視できない。確かに、戦争の遂行のための経費としての増税は、国民に説明しやすかったという容易さがある。

しかし、導入された相続税は安定財源として、文字通り「国家100年の大計」に貢献しており、長期安定財源としての性格が強い。

この点については、相続税導入時の世論形成についての研究が必要である。これについては、国会審議過程とそれについてのメディアの対応等について、後の研究課題としたい。

---

<sup>90</sup> 今里勝雄著、前掲税金の歴史、9ページ。



## 第2章 日露戦争の予算とその評価

### 第1節 政府予算の膨張に関する実態資料とその研究

#### 1. 明治37, 38年度予算の原案額—雑誌『太陽臨時増刊号』—

—博文館『太陽臨時増刊号』明治史第二編「財政史」—

雑誌『太陽臨時増刊号』明治史第二編『財政史』には、日露戦争が遂行された明治37, 38年の政府予算額について、特集で語られている<sup>83</sup>。

総予算の原案額としては、明治38年度歳出歳入総予算に計上する所の歳入は、3億436万3,998円、歳出は2億1,154万4,379円で、歳出入を対照比較すると、9,281万9,619円の剰余となる。この外、歳出予算中、陸海軍事費は時局の変化如何に依って増減が見込まれるが、当時の計画では、約3,000余万円の不用残額が生じる予算であった。

表3 明治37, 38年度歳出歳入総予算

	明治38年	明治37年
歳入額の經常部	— 2億9,689万8,761円	2億8,866万6,189円
臨時部	— 746万5,237円	6,100万6,034円
合計	— 3億436万3,998円	3億4,967万2,223円
歳出額の經常部	— 1億7,991万430円	1億8,079万8,598円
臨時部	— 3,163万3,949円	9,953万4,032円
合計	— 2億1,154万4,379円	2億8,033万2,631円

出典：『太陽臨時増刊号』、明治史第二編財政史、博文館、1905年、158ページ による。  
鳥谷部銑太郎編 明38年／東京博文館 4冊合本 外交史表紙補修 交通史表紙欠

以上のように、明治37, 38年の予算は、以上のように巨額にのぼった。「臨時部」の予算として、臨時予算を確保していたのが、その特徴であった。

雑誌『太陽臨時増刊号』では、日露戦争予算の衆議院、貴族院の国会審議過程について説明している。

「総予算の決定額に関しては、38年度総予算は衆議院に於て修正の上、12月17日同院を通過し、貴族院に於ては同月28日に、全てに関して衆議院の議決が是認可決となった。増収計画に関しては、38年度歳入追加額8,272万679円は、臨時軍事費の財源に充てる為に新税及び増税計画によ

<sup>83</sup> 太陽臨時増刊 明治史第二編『財政史』博文館、1905年、158ページ。  
鳥谷部銑太郎編 明38年／東京博文館 4冊合本 外交史表紙補修 交通史表紙欠。

て得られるべき金額であり、政府は非常特別税法に改良を加え、又相続税を起し、塩専売法を設けて第21回議会で提出した。この時、相続税についての提出案に関しては、家督相続、遺産相続の2種に分けての課税が提案され、収入見込み額は430万9,596円（総税収の5.8%を計画）とされた<sup>66)</sup>。」

## 2. 日清、日露の戦費の比較—鈴木武雄著『日本現代史大系—財政史—』—

### ① 日清、日露戦争の戦費の比較

鈴木武雄著『日本現代史大系—財政史—』では、日露戦費と日清戦費の比較がなされている。

日露戦争費を日清戦争費と比較すると、臨時軍事費のみを比べても、日露戦争は日清戦争の7倍以上高く、戦争期間を比べると、日露戦争は日清戦争より9ヶ月長く続いた。1ヶ月平均の戦費支出に関しては、日露戦争は日清戦争の4.1倍を要した<sup>67)</sup>。

日露戦争の戦費は、日清戦争よりもはるかに大きかったことが、分かる。

### ② 日露戦争の戦費支出額

鈴木武雄教授の著作では、日露戦争の軍備拡張について、帝国議会での審議過程について、説明している。「臨時軍事費特別会計」における軍事費の膨張についても、解説している。

「日露戦の戦費支出は1903（明治36）年に開始した。日露外交関係の危機により、軍備充実を急ぐ為に、政府は1億5,000余万円の財政支出ができる権限を得た（旧憲法第70条の財政上の緊急処分規定）。そして、国庫予備金及び剰余金から、予算外臨時支出を行って在露清邦人の引揚げ等の用途に充てた。1904年2月に開戦し、同年3月第20回帝国議会に第1回の戦費予算を提出、同年11月第21回議会で第2回、1905年12月の第22回議会で第3回、1906年12月の第23回議会で第4回（臨時事件費のみ）の戦費予算の提出をした。そして、各々協賛を得て、第22回議会の開会に先立ち予算不足を理由に、予算外支出が行われることとなった。以上の戦費予算は、直接戦費として陸海両省の所管する臨時軍事費と、各省が戦争に伴って支出する外交、国債利子支払い等の諸費を含む臨時軍事費との2部分から成立している。そして、臨時軍事費に関しては、1904年4月臨時軍事費特別会計が設けられ、時局の開始（1903年10月）より終結迄を一会計年度として経理する。」

かくして、戦費はこのように膨張することとなった。

<sup>66)</sup> 雑誌『太陽臨時増刊号』、明治史第二編財政史、博文館、1905年、158ページ。

<sup>67)</sup> 鈴木武雄著『日本現代史大系—財政史—』東洋経済新報社、1962年、85ページ。

### ③ 日露戦争予算についての論評

鈴木武雄『日本現代史大系—財政史—』では、明治37年度の政府予算の総額を示したうえで、戦費の大きさと性格について論評をしている。

「(明治37年度の政府予算の)総額は19億8,600余万円に上り、1904(明治37)年度一般会計歳出予算額2億5,000余万円の8倍近い金額だったが、この膨大な予算も戦争の熱狂の内に可決された。戦争終結後の1905年12月の第22回議会で、政府提案予算額が減額修正された例外があるのみ<sup>88)</sup>。」

この説明を見ると、当時の財政事情が厳しかったことが分かる。

前述の鈴木教授は、戦争予算を通常予算と比べると、その性格が全く異なることを主張している。そのため、戦争予算は膨張性が非常に高いという特殊性を持つことを説明している。

「戦争予算の執行は通常予算とは大きく異なる。臨時軍事費特別会計は1907(明治40)年3月末日に終結し、歳入決算額は17億2,121万余円に上る。歳出決算額は15億847万余円であった。予算額よりも約2億3,795万円少なくて済む。各省臨時事件費も、1903年度から1907年度迄5年間支出されたが、その支払総額は2億2,158万余円で、予算総額より1,812万余円少ない。こうして、臨時軍事費と各省臨時事件費の歳出決算額は合計17億3,005万余円となり、これが日露戦の正味の戦費にあたる<sup>89)</sup>。」

日露戦争の戦費の大きさと特殊性が分かる。

<sup>88)</sup> 鈴木武雄『日本現代史大系—財政史—』東洋経済新報社、1962年、82～83ページ。

<sup>89)</sup> 鈴木武雄、前掲財政史一、84ページ。

## 第2節 日露戦争の戦費膨張予算に関する批判的な研究

### 1. 明治36年度以降の国家予算の膨張—大内兵衛著『大内兵衛著作集』第二巻—

大内兵衛教授『大内兵衛著作集』第二巻では、昭和36年度以降の国家予算の膨張について、数値を示して説明している。

「明治36年12月の緊急支出に始まり、39年12月第23回議会での第三次予算追加まで、前後7回の追加、合計19億8400万の巨額が必要であった。また、明治36年10月に開始し、43年3月に終了する臨時事件費特別会計の実際収支は、歳出総計17億1,600万円、歳入総計17億2,000万円、歳入の内特別会計繰替4%、一般会計繰入10.5%、公債及国庫債権募集金・一時借入金82.5%（14億1,800万）であった。

また、日露戦費の大きさを一般会計歳入等と比較している。「明治36年の一般会計歳入は2億6,000万円、内租税収入は1億4,600万円であり、日露戦争の臨時事件費約17億円という額は、一般会計歳入の約7倍、租税収入の約12倍に相当する巨額であることがうかがえる。このような巨額の経費は公信用（国債と外債）によってのみ賄える<sup>90</sup>。」

そして、日露戦争の戦費財源としては、歳計剰余7%、増税収入10%、公債及び国庫債権募集金・一時借入金78%という内訳であった。

### 2. 日露戦争時の政府財政の逼迫—高橋誠著『明治財政史研究』—

高橋誠著『明治財政史研究』では、日露戦争当時の国家財政逼迫の状況が、示されている。1年7ヶ月の期間続いた日露戦争では、実に17億3,000余万円を消費したと指摘している。

当時の日本としては、この戦費は、36年度政府総歳入の6倍半にも達する巨額なものであったから、通常の家計の身の丈を超えた莫大な支出がなされたことが分かる。

表4 （日露戦争戦費調達表—予算） （単位：百万）

	金額	%
租税	21,267	10.6
公債及び一時借入金	155,587	78.0
その他	21,616	11.4
総計	198,480	100.0

出典：高橋誠著『明治財政史研究』青木書店、1964年、205ページ による。  
原資料：「明治37,8年戦時財政始末報告」

<sup>90</sup> 大内兵衛著『大内兵衛著作集』第二巻、岩波書店、1974年、87ページ。

高橋誠教授は、日露戦争の経費が日清戦争よりも膨大な経費になったことを指摘している。

「日清戦争の2億余円と比較すると、日露戦争は数倍の費用に達し、日露戦争が当時の日本資本主義の持つ経済的實力をはるかに超えて遂行された<sup>61)</sup>。」

日露戦争の軍事費用が日本資本主義の實力を超えていたことは、定説となっている。その資金調達には、緊急かつ多大な額を必要としていたため、外債の発行でまかなわれた。外債の調達の苦労談については、今後の研究で解明する予定である。

### 3. 日露戦争経費は、明治36年の国家予算の1.2倍にのぼった

—井出文雄著『近代日本税制史—明治維新より昭和34年まで—』—

井出文雄教授は、日露戦争の遂行のために支出された戦争費用について、説明している。戦費を確保するための増税について、詳述している。特に、第一次、第二次の増税について、その金額の大きさを示して、戦時増税の影響の大きさを論じている。

「日露戦争（明治37年2月より始まり、翌38年9月ポーツマス講和会議調印をもって終わる）は、その戦費に19億8,500万円を要した。その財源は、主として公債、借入金（78.4%）に依存し、残余を歳計剰余金その他によって賄ったが、尚不足を来たし、2億1,267万円に及ぶ増税を必要とした。戦費財源に対するこの租税収入の比率は、僅かに10.6%にすぎなかったが、その絶対額は36年度租税収入総額の約1.2倍に当たる巨額であった。戦時の増税は第一次及び第二次非常特別税として、2回に亘<sup>わた</sup>って実施された<sup>62)</sup>。」

日露戦争の戦費が、明治36年度の国家予算の1.2倍の巨額にのぼったと指摘している。当然この費用は単年度の税収でまかなうことはできなかった。そこで、その経費の大半が外債でまかなわれることになった。これについては、今後の研究で解明する予定である。

### 4. 日露戦争では様々な税金を増税した—今里勝雄著『軍備と税金の歴史』—

今里勝雄教授の著作では、日露戦争と様々な税目の増税について、説明している。戦争に批判的な立場から、戦費の増大については、批判的に語っている。

「1年7ヶ月の戦争に、17億3,000余万円を消費したのである。当時の日本としては、この戦費は、36年度政府総歳入の6倍半にたつする巨額なものであった。公債の発行、借入金等で、やりくりをおこなったが、当然その財源として、増税をおこなうこととなり、37、38年の両年度において、大増税をおこなったのである。すなわち、37年度には、非常特別税として6,220万円を増徴した。地租（37年度の租税収入の約4割に当たる）を約5割増徴して、2,393万円の増収を見込

<sup>61)</sup> 高橋誠著『明治財政史研究』青木書店、1964年、205ページ。

<sup>62)</sup> 井出文雄著『近代日本税制史—明治維新より昭和三十四年まで—』創造社、1961年、20ページ。

み、砂糖消費税を約11倍に増税して、847万円を見込んだ。このほか、所得税を約6割529万円、営業税を約6割504万円、醤油税を約3割113万円といったふうに、酒税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉱業税から各種の輸入税の税率を引き上げたのである。そして新たに、石油消費税を新設して124万円を見込み、毛織物消費税を新設して214万円を見込んだ。このほか印紙を増貼せしめて、印紙収入の増加もはかった。その翌38年にはさらに7,413万円の増税を期して、前記諸税の税率を大幅に引き上げたほか、新たに小切手の印紙税、砂金採取地税、通行税、織物消費税、繭米および籾の輸入税、相続税などを創設した。また別に塩の専売を断行して、またもわが国における専売制度が、軍事費捻出の所産である芳しからぬ歴史を書き加えたのである。この第二次増税の主なるものは、地租が約3割の1,864万円、鉱業税が約17割の増徴で139万円、印紙収入が約9割増徴で1,102万円、所得税が約4割の増徴で529万円、営業税が約4割の増徴で581万円、砂糖消費税が約3割の増徴で240万円といったふうである<sup>63</sup>。」

日露戦争の是非について語ることは、容易ではない。戦争よりも平和が望ましいことは、一般論としては疑う余地がない。今日の平和を重んじる時代には、この戦争は避けられたのではないかと考える人も多いただろう。ただしその解釈は、それを語る時代のあり方によって異なることも事実である。

太平洋戦争の敗戦を経た今日では、日露戦争について日本の膨張主義をまねいた元凶としてとらえる意見が大半であろう。司馬遼太郎が日露戦争を日本の海外膨張主義を招いた契機と考えたことは、現代日本の世論となり、標準的な考え方と受け止められている。太平洋戦争の悲惨な結末について、明治以降の拡張主義にその遠因を求める考え方も普及しつつあるようだ。それについては本資料の主要な研究発表の課題ではないので、その議論の展開については抑制したい。

<sup>63</sup> 今里勝雄著『軍備と税金の歴史』新紀元社、1954年、25～26ページ。



### 第3節 「経費膨張の法則」を基盤にした「転位効果」

#### 1. 社会経済の発展と「経費膨張の法則」

—ワグナーの確立した「経費膨張の法則」の一般理論—

伝統的な財政学の経費論のなかで最も大きな比重を占めてきたのは、19世紀末のドイツの財政学者アドルフ・ワグナー（A. Wagner）<sup>64</sup>の指摘した「国家経費膨張の法則」<sup>65</sup>である。ワグナーは「歴史的にも統計的にも、公共活動は文化の発展にともなって増大する傾向がある」ことを指摘している<sup>66</sup>。

政府財政は、社会経済の発展や人口の増大によって、膨張する傾向がある。しかも一度膨張した政府財政は元の水準には戻りにくい。社会経済の発展につれて、政府の財政活動が活発になり、経費の水準がしだいに高まっていく。この現象が起きるのは、社会経済の発展にともなって、知らず知らずのうちに国民の欲求水準が高くなり、政府がその要望に応えようとするからである。

その詳細については、各種の財政学の総合書や解説書で頻繁に説明されているので、ここでは紙幅の制約上省略する。拙著『政府債務の世紀』でも独自の観点から、社会保障増大に伴う国家経費膨張について、説明している<sup>67</sup>。

#### 2. 「転位効果」の視点から見た相続税創設

—ピーコックとワイズマンが確立した「転位効果」の一般理論—

日露戦争財源のための相続税創設については、いわゆる「転位効果」の理論から考える必要がある。「転位効果」の理論は、ピーコックとワイズマンの二人が共同で発表した研究成果である。その内容は、戦争等の出来事によって、国の歳出が画期的に膨張すると、平時の水準には容易に元に戻らないことを「転位効果」という。日本財政に特有の日清・日露等の戦争のたびの増税は、その一環ととらえられる。戦費調達のために導入された税制が戦争後も存続するからである。

拙著『政府債務の世紀』では、日露戦争を契機とした政府支出の増加について、「ピーコック・

<sup>64</sup> 財政学者アドルフ・ワグナーは、1835年3月25日に、経済学者・生理学者として著名なアドルフ・ワグナーの子として、ドイツ連邦バイエルン国のエルランゲンに生まれた。18歳でゲッティンゲン大学に入学、次いでハイデルベルク大学にて法律学・国家学を学び、貨幣信用についての研究を行った。1857年にドクターの学位を得て、創設されたウィーン商業大学に経済学・財政学の教授として就任、赤字に悩むオーストラリア財政と公信用問題を研究して、最初の著書『オーストラリア国家家計の秩序』を出版した。70年にベルリン大学正教授（国家学）に任ぜられ、以後1917年11月8日に死去するまでその地位にとどまり、財政学、経済学、統計学を講じた。（大川政三他『財政学を築いた人々』ぎょうせい233ページ）

<sup>65</sup> law of increasing public expenditures [独] Gesetz der wachsenden Staatsausgaben 19世紀後半にドイツの財政学者アドルフ・ワグナーが唱えた法則である。歴史的・統計的にみて、国民経済や文化の発展につれて、近代国家における政府活動は、しだいに増大する傾向をもち、それは、財政経費膨張となって現れる、というものである。別に、**財政需要膨張の法則**、あるいは**ワグナーの法則**という。

<sup>66</sup> 肥後和夫編『財政学要論 [新版]』[有斐閣双書] 1993年、86ページ。

<sup>67</sup> 桜井良治著『政府債務の世紀』新評論、2004年、62～64ページ。

ワイズの二人による「転位効果の理論」と関連づけて、説明している<sup>88</sup>。

ピーコック (Alan T Peacock) とワイズマン (Jack Wiseman) の二人の研究によって、第一次大戦後のイギリスの財政支出の膨脹傾向を統計的に分析する中で、「転位効果 (displacement effect)」という法則が実証された<sup>89</sup>。

転位効果とは、財政支出の増加傾向は、戦争等によって階段を上昇する不連続のものであるという考え方である。イギリスの財政支出の長期的趨勢についての二人の研究による著書『The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom 1961』によって、はじめて統計的に検証された<sup>40</sup>。

戦争や景気対策などの理由で急膨脹した経費は、それらの諸問題の解決後もそれ以前の水準には縮小しない。そして、増大した水準を維持し、さらに拡大する傾向にある。

経費が高水準に「転位」する理由としては、戦争や大不況のような大きな社会的動乱を契機として、高課税水準やそれに対応した高支出水準への「転位」が起こることがあげられる。そして、戦争や大不況などの社会的動乱が終結した後も、財政支出の水準はこれらの出来事の発生時の水準には戻らないで、依然として高水準に維持され、むしろ少しずつ増加する場合が多いとする。

### 3. 日露戦時増税の平和な時代の存続

#### ① 日露戦争終了後の戦費の利払いのための相続税の存続

戦争になると、国民の理解を得て、年々の税収入という「身の丈」を超えて、公債発行による財政の膨脹がおきやすい。戦争などの社会的動乱を経験することによって、国民は動乱後もそれ以前には容認できなかったような高い租税負担を受け入れるようになる。そして、望ましいと考えられる経費水準まで経費の上方シフトが行われる。こうして、租税負担許容水準が上昇する。戦時臨時機税が廃止されずに継続されたのも、租税負担許容水準が上昇したことに一因がある。

日露戦争の戦費支弁のために調達した公債の利払いは、日露戦争が終結しても続く。戦争終了後も、債務の利払いのための費用の確保が、長期間必要であった。たとえば、日露戦争中に4回にわたって募集された外国債は総額8,200万ポンド（受領額約7億円余）に上り、軍事公債の半額以上に達していた<sup>41</sup>。

さらに、日清戦争では得られた賠償金が、日露戦争では全く得られなかった。日清戦争の戦後

<sup>88</sup> 桜井良治、前掲政府債務、64ページ。

<sup>89</sup> 肥後和夫編『財政学要論』有斐閣双書（昭和53年、新版初版第6刷）86～87ページ

<sup>40</sup> 『The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom』BY Alan T Peacock and Jack Wiseman』princeton university press, 1961.

<sup>41</sup> 大蔵省財政金融研究所財政史室編『大蔵省史—明治・大正・昭和—』第1巻財団法人蔵務協会、1998年、381ページ。

処理のように戦争賠償金で潤わなかったため、財政は逼迫することとなった。当時の財政状況を考慮すれば、「戦時臨時税」が廃止されずに継続したことは理解できる。

## ② 現代の平和な時代の社会保障費の増大

戦争などの財源調達のために創設された税金は、その後戦争が終結した後も存続することになる。相続税のような恒久税だけでなく、臨時税として導入した非常特別税であっても、その後の時代の財政経費の膨張によって、廃止されずに恒久税制として存続することになった。

政府支出は現代の平和な時代でも、高齢化社会の進展によって膨張し続けている。社会保障費は租税だけではまかなえず、赤字国債の発行によって補填されている。租税でまかなえれば問題は少ないが、毎年の予算のかなりの部分が国債発行によって調達されるため、財政赤字が深刻化している。

現在の世代の社会保障のために大量の国債を発行すると、その後の世代は公債の返済に振り回される。こう世代の租税は、政府債務の元利払いに充当されている。

この現象を「法則」として定立できるかについては諸説あると思われる。いずれにせよ、多くの先進国の多くの時代に共有される普遍的な「傾向」と考えることに異存は少ないだろう。

## ③ 日露戦争財源としての相続税の位置づけ

確かに、日露戦争を契機として、基幹的な新税が導入されたことは確実である。ただし、相続税の導入が日露戦争遂行のための財政支出の増加をふまえて、国民を説得できたのかについては、当時の世論を調べないと、断言できない。それには、当時の衆議院、貴族院の国会審議過程の議論、新聞、雑誌等を調査しないと、結論づけることはできない。

相続税の創設については、国家社会の発展に見合った安定財源の確立の一環と見ることもできる。今日まで、相続税が111年の長きにわたって安定財源であったことが、結果的にそれを示している。勤勉で勤労を奨励する日本では伝統的に勤労所得を尊いと考えた。そのため、親から受け継いだ「不労所得」の一部を国家が取り上げることに、それほど抵抗感はなかったと考えられる。この点については、現段階では「仮説」としておきたい。世論の動向に関するこれからの研究の深化によって、解明されるものと思われる。

また、日露戦争による政府支出の増加については、政府予算の増加傾向を統計的に実証しなければ、断定できない。単に基幹的な新税が導入され戦争後も存続したという事実だけでは、説明できない。日露戦争を契機とした財政支出の増加について、それ以前と格段の大きさを推移し始めたことが、統計的に証明されなければならない。

## まとめ 一歴史観の雑感と今後の研究課題一

残された研究課題としては、まず明治38年に創設された相続税の内容に関する研究があげられる。当時の世襲社会にうける男系の家督相続を背景として、「家督相続」を重視して課税を軽減する姿勢が研究の中心課題となる。

明治、大正、昭和（戦前、前後）を通じて、しだいに均分相続の民法体系が確立されていった。それに応じて、相続税も今日の「遺産課税」と「取得課税」の混合形態に変わっていった。この間の相続税の課税形態の変遷については、独自の研究課題である。

日露戦争財源については、一方では緊急の「臨時増税」によって調達している。その不足分をアメリカ等での公債発行でまかなう形をとっている。臨時増税による財源確保には時間がかかるため、当面の財源の大半を外国債でまかなくなったと考えられる。

「臨時増税」に加えた相続税の導入については、基幹税目としての長期安定財源なので、戦争中に急に大規模な財源を調達できるという性格のものではない。

以上の諸課題をふまえて、今後の研究では、相続税の創設について、それを受容した社会の動向について、解明したい。明治38年に至る時期の国会での審議過程や新聞、雑誌等における世論の形成過程を研究したい。

なお本資料は、日露戦争遂行のための財源に関する研究である。その財源は、当面の小規模の税金の増税と海外での大量の公債発行によってまかなわれた。戦争公債の長期返済手段として、相続税という長期的な安定財源が導入されたことは、財政健全化の観点から、賢明な措置であった。

日露戦争という研究課題は、政治性、軍事性の強い出来事をテーマとしていることは、間違いない。本資料で紹介した過去の論者の大半が反戦思想に基づいて日清戦争や日露戦争について語っていることは、十分承知している。日露戦争に反対する立場の論者は、その財源についても批判的に語っている場合が多いので、その主張はやや割り引いて考える必要がある。

本資料では、肝心の日露戦争の性格規定や戦争の遂行の是非といった生々しい政治的、軍事的な研究課題については、あえて言及を避けることとした。

日露戦争の評価については、時代の変遷を経て変化するので、軽率な発言は後に批判の対象となることが確実だからである。現在の同時代人をとっても、その評価は様々であり、そのことは本資料の存在価値に影響を与えるものではない。

日露戦争の時代に生きた人でも、歌人の与謝野晶子のように、反戦の姿勢を貫いた人もいる。悲惨な太平洋戦争を経た今日では、大半の日本人がこの考え方を共有している。しかし、大量の国民が死んでから気づいても遅すぎる。その時代の世論に先んじた偉人と、大衆として迎合する

だけの凡人との差は、太陽と地球の差ほど大きい。

本資料では、日露戦争時の増税の性格に専念して論じる方が、専門性に鑑みて効果的であろう。筆者は、日露戦争の評価をする立場にはないが、雑感だけを述べておきたい。

明治期以来の日本が戦争を繰り返したのは、明治維新以降の新政府の富国強兵政策に起因する。世界の帝国主義体制の中で戊辰戦争に勝利した軍事政権が、日清、日露の戦争へと突き進むことは、自然の成り行きであった。明治維新後の日本社会が軍国主義化した最大の理由は、薩長藩閥政治の絶対的権力の下で西欧の議会政治を変形して導入したことにある。

明治維新は、欧米列強が覇権を競う世界的な帝国主義の荒波の真只中で起きたのだから、日本の徴兵制や富国強兵化は当然の帰結と考える研究者もあるだろう。

しかし、江戸幕府の300年の平和主義と比べると、あまりの違いがある。明治維新の帰結として、勝利した薩長藩閥政権一色の政治となったことが、軍事力の拡充と軍国主義の道を歩ませた。江戸幕府の国際平和主義の政策が無視され、明治政府の内閣の中樞に幕臣がほとんど入らなかったことが、薩長藩閥政治の一方的な軍拡と排外主義的な外交をもたらした。

従来から、唯物史観を信奉する論者の中で、明治維新を「未完成の市民革命」と断じて断罪する考え方がある。この歴史観は、1789年のフランス革命のような西欧民主主義革命を「市民革命の完成型」として比較することで成り立つ。この考え方は、太平洋戦争で皇国史観を否定するマルクス革命思想を弾圧したことで、ますます強固になっていった。

筆者は、日本の歴史を西欧と比較して欠落した部分を強調する考え方には、違和感をいだいてきた。フランス革命も4年後の1793年ジャコバン派によるギロチンを使った「断頭台」の恐怖政治の混乱に陥る、さらに、1804年からナポレオンの軍事独裁政権による西欧侵略戦争に発展する。その後の議会開設運動の紆余曲折を経て、市民国家に近づいたことは確かである。

西欧諸国が獲得した民主主義の伝統は、イギリスの1688年の名誉革命等の議会政治の伝統に影響を受けている。1868年日本の明治維新は、成熟段階の西欧民主主義列強の影響下で、大混乱することなく、議会政治に移行できた。

日本の明治維新政府は、維新後の将来の政府の中樞を担う為政者の留学等で、西欧諸国の議会制民主主義の成果に学んで、議会制度を取り入れた。しかし藩閥政治の力が強すぎて、自由民権運動に代表される国民の意見を取り入れなかった。かくて、徳川幕府300年の平和主義をかなぐり捨てて、軍国主義と戦争の道に突き進んでいった。

司馬遼太郎の指摘するように、日露戦争の勝利後に、戦利品が少ないことに怒った日比谷の民衆による焼き討ち事件が、その後の太平洋戦争に至る軍国主義化の画期になったのであろう。

日比谷焼き討ち事件については、西島雄造著『日比谷松本楼の100年―日比谷公園と共に―』2003年（東京都立日比谷図書館等所蔵）に詳しい。



## あとがき—平成23～27年 科研費等による資料収集の経緯—

本資料は、相続税成立史研究における事実認識を記載した初期段階の研究発表にすぎない。本資料で取り扱った基本資料の一部は、1999年4月～2001年3月に、事前に収集されていた。この時期には、静岡大学の大学院経済学研究科に鎌倉恵理子氏が在籍していた。そこで、修士論文指導のために必要な資料について、私の持つ資料情報を提供した。不足分の一部は、私が協力して収集した。補足的な基本資料の多くは、大学院生が収集・整理してくれた。また、統計的な表については、同様に作表や集計をしてくれた。その部分については、本文の表の注で、正確に記載している。各種の統計表の注に「数字の処理作業」として記載している。

今回の科研費研究に際して収集した資料は、平成24～27年の科研費研究期間に、すべて私が一人で収集したものである。国立国会図書館の新館3階にある議会資料室では、専門職員の方が、資料所在について、丁寧に調査して教えてくれた。

本資料における書物や資料の評価や論評は、すべて筆者の独創的な考え方に基づく。結論としての日露戦争の転位効果における相続税創設の役割については、私のごく最近の着想に基づく。

日露戦争の評価について、明治維新のあり方を問う視点についても、伝統的な研究業績だけでなく、近年の研究動向を踏まえて、私自身が得た着想に基づく。

「日露戦争と相続税」を研究するための基本資料については、現在ではその大半が、ネットで閲覧できる。歴史的な文献の大半は国立国会図書館のデジタルコレクションに掲載されている。書物や資料の刊行年度や出版社等については、そこで確認している。

### 〔平成23～27年度の科研費調査研究でお世話になった資料室等〕

- 国立国会図書館 特に新館3階の「議会資料室」
- 国立公文書館
- 国税庁 租税史料館
- 公益財団法人 租税資料館
- 外務省 外交資料室
- 防衛庁 防衛資料室
- その他、東京、埼玉の地域の図書館  
東京都 千代田区立 日比谷図書館等